### 宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館指定管理者募集要項

### 1 募集の概要

本市では、宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館の管理運営を一体的に効果的かつ効率的に行うため、 地方自治法第244条の2及び宇部市渡辺翁記念会館条例第2条の2並びに宇部市文化会館条例第3条の2に 基づく指定管理者を、次のとおり募集します。

#### 2 施設の概要

- (1)宇部市渡辺翁記念会館
  - ①名 称 宇部市渡辺翁記念会館
  - ②所 在 地 宇部市朝日町8番1号
  - ③施設構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建
  - ④敷地面積 8,909.19㎡(記念会館及び文化会館を合わせた敷地面積)
  - ⑤建築面積 2,629.91㎡
  - ⑥延床面積 4,582.55㎡
- (2)宇部市文化会館
  - ①名 称 宇部市文化会館
  - ②所 在 地 宇部市朝日町8番1号
  - ③施設構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
  - ④建築面積 1,486.19㎡
  - ⑤延床面積 3,559.48㎡
  - ⑥駐車台数 138台(身体障害者用6台を含む。) ※記念会館と共用

## 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

- ※記念会館については、指定期間内に施設改修工事を実施する可能性があるため、長期休館となる場合があります。
- ※市議会の議決による手続きを経る必要があります。
- ※指定期間内でもあっても、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を 含めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

#### 4 業務の内容

指定管理者が行う業務(以下「業務」という。)は以下のものとします。詳細は別添「宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館指定管理業務仕様書」に定めるものとする。

- (1)施設の運営に関する業務
- (2)施設の維持管理に関する業務
- (3)備品の管理に関する業務
- (4)自主事業の実施に関する業務
- (5)施設見学に関する業務
- (6)関係機関との連携
- (7)利用者へのアンケート
- (8)苦情等の対応
- (9)その他管理運営等に必要な業務

# 5 指定管理料

(1)宇部市が指定管理者に年度ごとに支払う指定管理料の限度額は、以下のとおりとする。

指定管理料限度額 年間:79,074千円/5年間:395,370千円

(2)指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から、指定管理者の収入として見込まれ

る額を差し引いた額とし、収支予算書の提案額に基づき、市と指定管理者の間で締結する基本協定及び年度協定で定めるものとする。

# (3)指定管理料スライド制度

指定管理料については、「指定管理料スライド制度」を適用するものとし、賃金水準や物価水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合には、指定管理料の見直しを行う。

- ※本制度の対象となる経費(人件費、施設維持管理費、一般管理費及び事務管理費)については、制度の適用を前提として積算すること。
- ※指定管理料スライド制度の詳細については、「宇部市指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引き」を参照すること。

### 6 指定管理料以外の収入

# (1)利用料金収入

- ①利用料金は、宇部市渡辺翁記念会館条例及び宇部市文化会館条例別表で定める額の範囲内において、 指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ②指定管理期間中に条例に基づく利用料金の改定があった場合、その改定率に基づき、改定を実施した翌年度から、前年度実績を踏まえて下記の計算式により調整額を算定して指定管理料から差し引くものとし、精算方法については、市と協議の上決定する。

調整額 = 改定前の利用料金実績(年額)×利用料金の増減率(実績)

- ※改定後利用料金実績が改定前を下回った場合は、精算は行わないものとする。
- ※利用料金の増減率(実績)が利用料改定率を上回る場合、上回る分については指定管理者の収入とする。

## (2)自主事業収入

指定管理者が企画、実施する自主文化事業による収入は、指定管理者の収入とする。

### 7 応募資格

次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、応募資格を有します。

- (1)法人等の団体であること。(法人格の有無は問わない。)
  - ①複数の団体のグループで応募することができます。その場合、代表団体を決めてください。
  - ②同一応募者が複数の応募を行うことはできません。
  - ③代表団体、構成団体とも、下記(2)の対象となります。
- (2)法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ①法律行為を行う能力を有しない者。
  - ②破産者で復権を得ない者。
  - ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者。
  - ④地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者。(指定管理者の取り消しを受けたことのある者。)
  - ⑤地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの。(公職者)
  - ⑥本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を外 資、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ⑦国税、県税、市税(個人市県民税を含む。)を滞納している者。
  - ⑧役員等(役員又は支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする法人等が共同事業体等であるときは当該共同事業体等を構成するすべての法人等の当該役員又は当該代表者をいう。第10号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ⑨暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)又は暴力団員が経営に 実質的に関与していると認められるとき。

- ⑩役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑪暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等であること。
- 迎政治団体、宗教団体であること。
- (3)法人等の団体の人数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
- (4)事務所の所在地については問いませんが、当該指定管理業務のスタッフに事故や感染症などが発生し、人的に不足が生じた場合には、速やかにサポートがとれる体制を確保してください。
- (5)施設管理に必要な資格(防火管理者、建築物環境衛生管理技術者)、免許等を有すること。

## 8 募集に関するスケジュール

33.141.37.37.47.4				
①募集要項の配布	令和7年10月1日(水)~令和7年11月12日(水)			
②説明会及び施設見学の開催	令和7年10月6日(月)~令和7年10月31日(金)			
③質問の受付	令和7年10月1日(水)~令和7年10月31日(金)			
④参加意向の確認	令和7年10月1日(水)~令和7年11月12日(水)			
⑤応募書類の受付	令和7年10月1日(水)~令和7年11月12日(水)			
⑥審査会の実施	令和7年11月中旬			
⑦選定結果の通知及び公表	審査会実施後1週間以内			
⑧指定管理者の指定	令和7年12月市議会の議決後			
⑨指定管理者の引継ぎ	令和8年1月~令和8年3月			
⑩指定管理者との協定締結	令和8年2月下旬			

## ①募集要項の配布

·配布期間 : 令和7年10月1日(水)~令和7年11月12日(水)

※市ウェブサイトからもダウンロードできます。

・配布場所 : 宇部市役所本庁舎3階 観光スポーツ文化部文化振興課

・配布時間 : 土日祝を除く9時~16時30分

②説明会及び施設見学の開催

·開催期間 : 令和7年10月6日(月)~令和7年10月31日(金)

※日程調整の上実施します。 ※1団体1回までとします。

·開催場所 : 渡辺翁記念会館1階会議室

※文化会館は改修中のため見学できません。

・申込方法 : 「現地説明会参加申込書(様式第8号)」を、文化振興課にメール又はFAXで提出してください。

※提出期限:随時

·参加人数 : 1団体2名以内。

③質問の受付

·受付期間 : 令和7年10月1日(水)~令和7年10月31日(金)

・提出方法:「指定管理者応募質問票(様式第10号)」をメールにて文化振興課へ提出してください。

④参加意向の確認

·申込期間 : 令和7年10月1日(水)~令和7年11月12日(水)

・申込方法 : 応募参加意向確認書(様式第9号)及び団体概要調書(様式第4号)を文化振興課へ提出

してください。

⑤応募書類の受付

·受付期間 : 令和7年10月1日(水)~令和7年11月12日(水)

・提出方法 : 持参又は郵送で文化振興課へ提出してください。

※郵送の場合は、11月12日(水)16時30分必着とします。

・提出書類 : 「9応募書類」のとおり。

⑥審査会の実施

·開催日時 : 令和7年11月中旬

・開催通知: 決定次第メールでお知らせします。

⑦選定結果の通知及び公表

・結果通知: 審査会終了後速やかに通知します。

・通知方法 : 応募者全員にメールと郵送で通知します。また、審査結果を市ウェブサイトで公表します。

⑧指定管理者の指定

令和7年12月市議会の議決後、候補者を指定管理者に指定します。

### ⑨指定管理者の引継ぎ

・引継期間 : 令和8年1月~令和8年3月

・引継目的: 令和8年4月1日から滞りなく業務を開始するため。

・引継内容 : 関係業務の引継ぎ及び従業員の研修

・留意事項 : 引継ぎ期間中の従業員の賃金等の経費は、候補者の負担とします。

⑩指定管理者との協定締結

・協定締結 : 令和8年2月下旬を予定

## 9 応募書類

(1)応募に必要な書類(○は様式あり、●は任意様式)

次の書類について、原本1部及びコピー9部提出してください。

なお、片面印刷(A4サイズ)で以下の様式番号の若い順にインデックスを付してください。

- ○指定管理者指定申請書
- ○事業計画書(様式第1号)
- ○収支予算書(様式第2号)
- ○誓約書(様式第3号)
- ○団体概要調書(様式第4号)
- ○団体役員名簿(様式第5号)
- ○共同事業体連絡先一覧(様式第6号)※共同事業体による応募の場合のみ
- ○共同事業体結成協定書兼委任状(様式第7号)※共同事業体による応募の場合のみ
- ●共同事業体協定書及び委任状など、業務の執行に当たり当該共同事業体における組織体制及び業務分 担等を明らかにした書類※共同事業体による応募の場合のみ
- ●団体等の定款、規約その他これに類する書類
- 直近3事業年度の活動実績報告書及び収支決算書
- ●法人の場合、登記事項証明書又は法務局の印鑑証明書
- ●法人の場合、現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規定、給与規定等)
- ●団体及び団体代表者の国税・県税・市税の滞納がないことを証する証明書
- ●業務上必要な資格を有することを証明する書類
- ●その他市長が必要と認める書類

# (2)留意事項

①応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式第11号)を提出してください。

②費用負担

応募に係る費用の一切は、応募者の負担とします。

③提出書類の取扱い

提出された申請書等の書類は、返却しません。また、応募に当たって市へ提出された文書、資料その他の書類は、市の「公文書」となるため、応募者の権利その他正当な利益を害するもの等の非公開情報を除き、宇部市情報公開条例(平成12年条例第3号)の規定による公開の対象となります。

④申請後の内容変更の禁止

提出された申請書等については、誤記による訂正、再記入等軽微な場合を除き、その内容を変更することはできません。

⑤申請後の無効又は失格

以下の事項に該当するときは、申請が無効又は失格となることがあります。

- ・申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ・応募書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ・審査を行うに当たり、不適当と選定委員会が判断したとき。

#### 10 指定管理候補者の選定

# (1)選定方法

応募資格等の要件を満たす者を対象に指定管理候補者の選定を行います。選定は、庁外の学識経験者等及び市職員で構成する指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を開催し、応募書類及び応募者によるプレゼンテーションに対して審査を行います。

## (2)プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を非公開で行います。応募者にプレゼンテーションを行っていただき、選定委員会の委員がその説明に対して質問等を行います。応募者がプレゼンテーションに出席できない場合は応募辞退とみなしますのであらかじめご了承ください。

### (3)選定結果等の通知及び公表

応募者全員にメールと郵送で通知します。また、審査の結果(候補者名及び審査の得点等)を市ウェブサイトで 公表します。

#### 11 審查基準

審査における評価項目は、以下のとおりとする。

審査基準		審査項目	配点
1	市民の平等な利用を確保するこ	施設の基本的な運営方針	10点
	とができるものであること。	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	利用者の増加を図るため具体的手法及び期待される効果	30 点
		利用者のサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
		施設の維持管理の内容及び実現可能性	
3	施設の管理に係る経費の削減 を図るものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	15点
4	施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	収支計画の内容及び実現可能性	
		安定した運営が可能となる人的能力	30点
		安定した運営が可能となる物的能力	
5	その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	危機管理体制·法令遵守	
		環境への配慮	15 点
		個人情報の保護	
合 計			100点

<sup>※</sup>現在の指定管理者が引き続き応募したときは、外部評価委員会による実績評価の結果に応じて、上記配点基準に加点・減点をする。

#### 12 指定管理者の指定及び協定の締結

市議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。指定管理者の指定後、以下に掲げる事項について市と指定管理者が協定を締結します。

なお、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項がある場合は、市と指定管理者の協議により誠意をもって解決を図るものとします。

- ①指定管理者の指定の期間に関する事項
- ②施設の利用(利用の取消しを含む。)に関する事項
- ③利用料金に関する事項
- ④利用料金の減免に関する事項

- ⑤施設の管理に係る業務の実施に関する事項
- ⑥納付金に関する事項
- ⑦施設内の器具その他の物件の所有権の帰属及び管理に関する事項
- ⑧業務の実施に伴い保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑨指定管理者の指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑩リスクの管理・責任分担に関する事項
- ⑪事業評価・事業報告に関する事項
- 迎その他市長が必要と認める事項

## 13 その他

(1)共同事業体が指定管理者になる場合

次のような変更があったときは、変更後の業務執行体制が変更前と同等の業務を行うことができるかについて、再度、指定管理者選定審査会において審査し、その判断をする必要があります。さらに、変更後の団体について、再度の市議会の議決を受ける必要がある場合があります。

- ①共同事業体の構成員の数の増減
- ②共同事業体が一の法人となった場合
- ③法人格のない構成員が法人格を取得した場合など
- (2)市議会の議決までの留意事項

市議会の議決を経るまでの間に指定管理候補者又は指定管理者として著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。また、市議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合は、準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

(3)指定管理候補者の辞退等への措置

指定管理候補者が指定管理者として指定されない場合、市は得点次位の応募者を繰り上げ、指定管理候補者として、市議会の議決を経て指定管理者として指定する場合があります。なお、得点順位としての権利は、指定管理候補者が指定され、その指定期間が開始する日をもって消滅するものとします。

- (4)協定締結後、業務の継続が困難となった場合の措置
  - ①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しを行うことができるものとします。その場合において、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

②当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方いずれの責めにも帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。その場合の損害賠償は、市と指定管理者の双方の間で発生しないものとします。

③指定期間満了前に取消しが行われた場合

指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何に問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

④指定管理者の指定取消し後の対応

指定開始日までに指定管理者の指定の取消しが発生した場合、選定委員会での得点次位の応募者と、協定締結について協議を行うことがあります。

#### ■問い合わせ先

宇部市 観光スポーツ文化部 文化振興課 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL: 0836-34-8616/FAX: 0836-22-6083 Mail: museum@city.ube.yamaguchi.jp